

ライフデザイン共創プロジェクト事業実施業務

委託仕様書

令和8年6月

岩手県保健福祉部
子ども子育て支援室

ライフデザイン共創プロジェクト事業実施業務委託仕様書

この「仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「ライフデザイン共創プロジェクト事業実施業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 業務の目的

大学生を中心に高校卒業後の若い世代を対象に、プレコンセプションケア（以下「プレコン」という。）に関する正しい知識の習得を図るとともに、自らの将来設計を主体的に考えるライフデザイン意識の醸成を目的とする。

また、同世代に対するプレコンの効果的な普及啓発手法について検討するものとする。

(2) 契約期間

ア 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

イ 予算額

1,464,100円以内（税込）

(3) 業務概要

プレコンの理解促進のためのワークショップ等の実施

2 委託内容

(1) 大学生等の若い世代向けのプレコンの理解促進のためのワークショップ等の実施のための参加者の募集

ア 18歳以上25歳までの県内在住の者（高校卒業後の者で大学生を含む）を対象としたワークショップを実施するにあたり参加者を募集すること。

イ 参加者の募集に当たっては、学生・就業の有無、性別等は問わないこと。

ウ 参加者は、10名以上（可能な限り15名程度の確保に努めること）確保すること。

エ 募集広報は、県ホームページのほか、SNS等を活用する等、ターゲット層に対し、広く周知できる手法を検討すること。

(2) ワークショップ等の開催

ア 社会の一員として一歩踏み出す時期を迎える若者に対して、性別を問わず適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行うことであるプレコンについて正しい知識の普及を図るためのワークショップを行うこと。

イ 参加者がプレコンを将来の選択とあわせて自分事として捉えられるよう、ライフイベントやライフデザインのほか、就職後のキャリア形成等をテーマとした体験型又は対話型の手法を用いたグループワーク等も実施すること。

ウ ワークショップは最低3回実施し、参加者がプレコンやライフデザインについて主体的に考えられる工夫を講ずること。

エ 令和6年度に県が作成、公表した仕事、結婚、妊娠・出産、子育て等について考えるきっかけとなる情報を掲載したデジタルブック「JIBUN VISION」を教材として活用すること。

オ ワークショップにおいて、参加者と同世代の若者に対するプレコンの普及に効果的な手法について、検討を行い、可能な限り根拠を明示したうえで県に提案すること。

カ 講師を招へいする場合は、県と協議の上決定することとし、講師については、県内在住の者を優先に選定すること。講師への謝金・交通費は、委託料に含むこと。

キ ワークショップの時期、時間等は、県と相談して決定すること。

ク 参加者に対しワークショップの実施前には、参加動機や目的・目標を確認すること。実施後は、今回の経験が自分の意識や行動の変容につながったことを検証するなど、実施前後で比較可能な設計とし、意識や行動の変容が把握できるようにすること。

なお、今後の県の取組に対する希望（改善点や期待する内容など）に関する調査も実施すること。

ケ プレコンやライフデザインには、結婚、妊娠・出産、子育てがタ含まれるが、それらは全て個人の自由な意思決定に基づくものであることは当然の前提であるため、特定の価値観を押し付けたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないよう留意すること。

(3) 参加者によるワークショップのレポート作成の支援

参加者は、ワークショップを通じた学び及び県における普及啓発の手法に関するレポートを作成するものとし、受託者は必要に応じて作成方法等について助言を行うこと。

(4) (2)の実施状況等をまとめたレポートの作成

ア 公表用のレポートと内部用のレポートの2種類を作成し、電子データで県に提出すること。

イ 公表用のレポートは、ワークショップの様子の写真や講義の概要、参加者等のアンケート結果などを盛り込むこと。なお、県のHPに公開するものとする。

ウ 内部用のレポートは、参加者等のアンケート結果をまとめ、その結果を受けて次年度以降どのような手法で普及啓発を行うことが最適と考えられるか、改善点や今後実施する普及啓発等に関する留意点等をまとめた内容とすること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）は原則としてできないものとする。

ただし、事前に県が書面により了承した場合は、この限りでない。

イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

ウ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

エ 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記3(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 個人情報の取扱いについて

参加者等の個人情報は、岩手県個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）等により取り扱うこと。

ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法第57号。以下「法」という。第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、県に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があります、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。

(5) 権利の帰属等

本業務の実施により作成された成果分及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって、受託者から県に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。